

# 会計税務の基礎

## ～税効果会計②～

KPMG in Mexico



本ニュースレターにおいては、会計税務の基礎として税効果会計について解説させていただきます（なお、本ニュースレターは、2020年11月9日号「会計税務の基礎～税効果会計①～」の続きとなります）。

税効果会計は会計論点の中でも理解することが難しい論点の1つであると一般的には考えられます。メキシコ日系企業においては経理のバックグラウンドを持たない駐在員の方も多くいらっしゃると思われることから、本ニュースレターにおいて、税効果会計の概要について共有させていただければと思います。

## 目次

1. 税効果会計とは（2020年11月9日号のニュースレターにて掲載）
2. 企業会計と税務会計の差異（2020年11月9日号のニュースレターにて掲載）
3. 一時差異と永久差異（本ニュースレターにて掲載）
4. 税効果会計の仕組み（今後のニュースレターにて掲載予定）
5. 繰延税金資産の回収可能性（今後のニュースレターにて掲載予定）

### 3. 一時差異と永久差異

～ポイント～

- 企業会計と税務会計のズレは、一時差異と永久差異に分類されること
- 税効果会計の対象となるのは、一時差異のみ
- 各種引当金や評価損は一時差異の代表例

#### (1) 一時差異と永久差異

企業会計と税務会計のズレは、以下の2種類に分類されます。

##### ■ 一時差異

企業会計と税務会計の認識時期が相違することにより発生するズレで、当該ズレがいずれ解消されるもの

(主な一時差異の例)

- ✓ 貸倒引当金、退職給付引当金や製品保証引当金などの各種引当金
- ✓ 棚卸資産の評価損や減損損失などの各種評価損
- ✓ 売上等にかかる前受金 (詳細については、(6) 参照)
- ✓ 減価償却費 (企業会計と税務会計の耐用年数が異なる場合) 等

##### ■ 永久差異

企業会計と税務会計の考え方の違いにより発生するズレで、当該ズレが永久に解消されないもの

(主な永久差異の例)

- ✓ 交際費等  
⇒メキシコにおける主な損金不算入項目については、(8) 参照

#### (2) 一時差異の発生と解消

一時差異は発生するといずれ解消するズレとなりますが、貸倒引当金の例を用いて一時差異の発生と解消の流れを示すと、以下のとおりとなります。

(数値例)

<前提>

X1年度に貸倒れが生じると予想し、貸倒引当金50を計上

X2年度に実際に貸倒損失50が発生

(X1年度)

	企業会計		税務会計
収益	300	税引前利益	100
費用	150	加算	50(*)
費用 (貸倒引当金)	50	減算	0
税引前利益	100	課税所得	150
税金	45	税金	45
当期純利益	55		

(\*) 貸倒引当金が損金不算入になることに伴う調整

(X2年度)

	企業会計		税務会計
収益	300	税引前利益	150
費用	150	加算	0
費用 (貸倒引当金)	0	減算	50(*)
税引前利益	150	課税所得	100
税金	30	税金	30
当期純利益	120		

税率 30%

(\*) 貸倒損失が損金算入になることに伴う調整

X1年度に企業会計上は将来の貸倒れに備えて貸倒引当金50を計上していますが、税務会計上は実際に貸倒れが生じていないことから損金として認められないため、課税所得を算定するにあたり加算調整（企業会計上のP/Lに含まれる貸倒引当金を税務会計の課税所得計算から除外する調整）が必要となります。そして、X2年度に実際に貸倒れが発生しますが、企業会計上はX1年度に実際に発生した貸倒損失と同額の貸倒引当金を計上していることからP/L上追加の損失計上は不要となります。一方、税務会計上はX2年度において初めて当該貸倒損失を損金として計上することが認められることから、X2年度の課税所得計算において減算調整（企業会計上のP/Lに含まれない貸倒損失を税務会計の課税所得計算に含める調整）を行うこととなります。

### (3) 税効果会計の対象となる差異

税効果会計は企業会計と税務会計のズレを調整することで税引前利益と税金費用が対応しているP/Lを作成するために行われる会計処理となります。

したがって、税効果会計の対象となるのは、企業会計と税務会計のズレのうちそのズレが将来的に解消されるもの、すなわち、一時差異となります。

永久差異は発生したズレが永久に解消されないことから税効果会計の対象とならない点ご注意ください。

### (4) 一時差異の種類

税効果会計の適用対象となる一時差異は、以下の2つに分類されます。

#### ■ 将来減算一時差異

当該一時差異が解消するときに、その期の課税所得を減額する効果を持つものを言います。すなわち、ズレが発生した期の課税所得計算において加算調整が行われ、ズレが解消した期の課税所得計算において減算調整が行われることになる一時差異のことを指します。

(例) 貸倒引当金や退職給付引当金などの各種引当金、棚卸資産の評価損や減損損失などの各種評価損、売上等にかかる前受金

#### ■ 将来加算一時差異

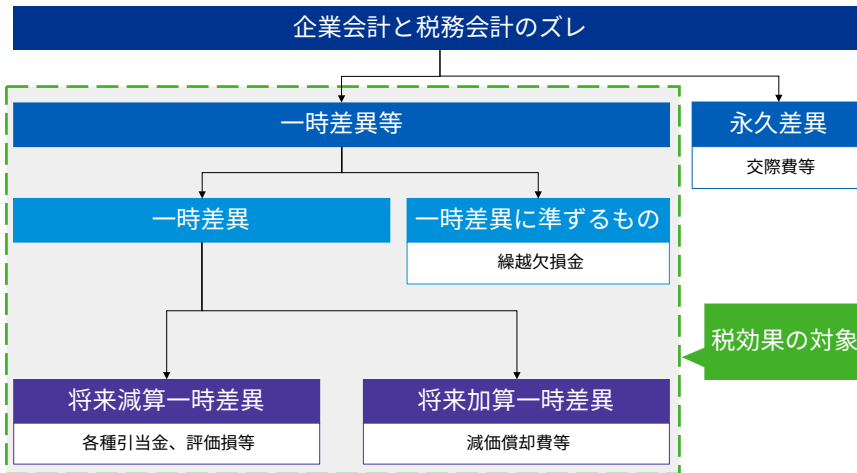
当該一時差異が解消するときに、その期の課税所得を増額する効果を持つものを言います。すなわち、ズレが発生した期の課税所得計算において減算調整が行われ、ズレが解消した期の課税所得計算において加算調整が行われる一時差異のことを指します。

(例) 企業会計上の耐用年数が税務会計上の耐用年数よりも長い場合の減価償却費 (例えば、企業会計上の耐用年数が20年で税務会計上の耐用年数が10年のような場合)

また、税務上の繰越欠損金は、一時差異ではありませんが、その発生年度の翌期以降繰越期限切れになるまでの期間（メキシコにおいては10年間）に課税所得が生じた場合には、課税所得の一定割合を減額することができるため、一時差異に準ずるものとして、税効果会計上は一時差異と同様に扱われます。

(5) まとめ

企業会計と税務会計のズレである一時差異と永久差異について、要約すると以下の表のようになります。



(6) (参考1) メキシコにおける税務上の益金の認識基準

メキシコ法人税法上、商品の販売やサービスの提供における税務上の益金認識のタイミングは、以下のうちいずれか早い要件を満たした時点となります。

- 請求書（Factura）の発行時
- 商品発送時、商品の引渡時、もしくはサービス提供時
- 全額もしくは一部の前受金受領時（※）

（※）一部の前受金の受領であっても、その受領時点で契約額の全額が判明する場合は、受取額にかかわらず契約額の全額が益金算入される点に注意が必要となります。なお、将来受け取る金額が不明である場合は、前受金額のみを益金算入することになります。

このように、メキシコにおいては企業会計上の収益と税務会計上の益金の認識のタイミングが異なることがあるため、該当する取引がある場合は、適切に管理することが重要となります。

(7) (参考2) メキシコにおける税務上の損金の認識基準

メキシコ法人税法上、費用を損金として認識するためには、以下の条件を満たしていることが必要となります。

- 企業の活動に必要な不可欠な費用であること
- 帳簿に適切に記帳されていること
- 2,000MXNを超える場合には、納税者名義の口座による小切手、銀行送金の支払い、もしくはクレジットカードなどによる支払いをしていること（2,000MXPを超える金額を現金で支払った場合には損金算入不可）

また、メキシコ法人税法上、税務上の損金の認識基準は、請求書（Factura）の受領時点となります。したがって、Facturaが未受領の場合は損金算入できない点に留意ください。

(8) (参考3) メキシコにおける主な損金不算入項目

メキシコにおける主な損金不算入項目は、以下のとおりとなります。

項目	留意事項
交際費・ギフト	<ul style="list-style-type: none"> <li>全額損金不算入（ゴルフ会員権等は企業の活動に必要な不可欠な支出とみなされない）</li> </ul>
飲食費 レストラン代など	<ul style="list-style-type: none"> <li>レストランの食事代は、デジタルインボイス（CFDI）がある場合でも、91.5%は損金不算入（8.5%のみが損金算入可能）</li> <li>支払いが現金の場合には、全額損金不算入</li> <li>バーの支払いについては、全額損金不算入</li> </ul>
車両費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>社有車 ：取得価額のうち175,000MXNを超える部分は損金不算入（税務上は4年償却） なお、これを超過する場合には取得した車両の減価償却費だけではなく、超過額に対応する保険料なども損金算入不可</li> <li>車両リース ：リース代が1日あたり200MXN（1ヵ月6,000MXN）まで損金算入可能 例えば、リース期間が4年間の場合、288,000MXNまでが合計で損金算入可能</li> <li>ガソリン代：現金の場合には損金不算入（現金以外のクレジットカードや小切手等の支払いであれば損金算入可能）</li> <li>その他 ：デジタルインボイス（CFDI）のないタクシー代・高速道路料金などは損金不算入（デジタルインボイスがあれば損金算入可）</li> </ul>
出張旅費（国内）	<ul style="list-style-type: none"> <li>納税者の事業所から50km未満の出張旅費は損金不算入（例：従業員が会社から50km以内のホテルで宿泊した場合の宿泊費）</li> <li>食費は、1日あたり1人750MXNまで損金算入可能</li> <li>出張レンタカーは、1日にあたり850MXNまで損金算入可能</li> <li>従業員が自分の車を使った場合のマイレージ（距離に応じた経費精算方法）は、93セント/Kmまで損金算入可能。ただし、1会計年度で1人当たり25,000Kmを上限とする。</li> </ul>
出張旅費（国外）	<ul style="list-style-type: none"> <li>宿泊費は、1日あたり3,850MXNまで損金算入可能</li> <li>食費は、1日あたり1人1,500MXNまで損金算入可能</li> <li>出張レンタカーは、1日にあたり850MXNまで損金算入可能</li> <li>国外で受け取る領収書は当然メキシコで発行されるデジタルインボイスではないが、原則、以下の情報が必要             <ol style="list-style-type: none"> <li>発行側の情報：名前、住所、Tax ID、場所、発行日付</li> <li>受取側の情報：RFC、名前（可能であれば住所）</li> <li>内容の詳細と単価</li> </ol> </li> </ul>
日当	<ul style="list-style-type: none"> <li>日当を給与に含める場合は、損金算入可能。ただし、この場合、個人所得税の対象として給与明細に含め、グロスアップする必要あり（個人所得税分の費用が増える）</li> </ul>

本ニュースレターにおいては税効果会計の概要として企業会計と税務会計のズレである一時差異と永久差異の内容について解説させていただきましたが、今後のニュースレターにおいて前回および本ニュースレターにおいては解説しきれなかった税効果会計の概要について解説させていただく予定となっております。

以上、最後までお読みいただきありがとうございます。

## 本ニュースレターに関するお問合せ先

### メキシコシティ事務所

東野 泰典 (yasunorihigashino@kpmg.com.mx)

佐々木 智之 (tomoyukisasaki1@kpmg.com.mx)

### ケレタロ事務所

宮本 諭 (satoshi.miyamoto@jp.kpmg.com)

### レオン事務所

河田 厚司 (akawata1@kpmg.com.mx)

本ニュースレターの内容は、当法人が作成時点で得られる情報をもとに信頼に足り且つ正確であると判断した情報に基づき作成されておりますが、当法人はその正確性・確実性を保証するものではありません。本ニュースレターのご利用に際しては、貴社ご自身の判断にてなされますよう、また必要な場合は、弁護士、会計士、税理士等にご相談のうえお取扱い下さいますようお願い申し上げます。該情報に基づいて被ったいかなる損害についても情報提供者および当法人（KPMG Cardenas Dosal, S.C.ならびにKPMGネットワークに属するメンバーファーム）は一切の責任を負うことはありませんのでご了承ください。

本ニュースレターの著作権は当法人に属し、本ニュースレターの一部または全部を、①複写、写真複写、あるいはその他の如何なる手段において複製すること、②当法人の書面による許可なくして再配布することを禁じます。